

## 【刑 法】

**問題** 次の〔事例〕に基づき、甲及び乙の罪責を論ぜよ（特別法違反の点を除く）。

〔事例〕

某日、甲は、自宅で知人Aと酒を飲んでいたところ、ささいなことをきっかけとして口論になり、激高してとっさにAを殺害することを決意し、部屋にあった金属バットでAの頭部を殴打した。Aは、頭蓋骨を骨折する重傷を負い、その場に意識を失って倒れた。甲は、Aがぐったりとして動かなくなったので、Aが死んだものと思った。

その直後、友人乙が甲宅を訪ねてきて、頭から血を流して倒れているAを見て驚いたが、Aが息をしていないようだったので、乙もAが死んでいるものと思った。

甲は、乙に対し、上記の自分がAを殺害しようと決意して金属バットで殴った経緯を説明したうえ、「Aの死体をB山に運んで埋めるので手伝ってほしい。」と言って頼んだところ、乙は、これを承諾した。

AのそばにAの手提げかばんが置いてあったので、甲がそのかばんの中身を見たところ、現金2万円とA名義のC信販会社クレジットカード1枚が入っていた。甲は、乙にそれらを見せながら、「ついでだから現金はもらっておこう。1万円ずつ山分けだ。手提げかばんとクレジットカードはAの死体と一緒に埋めてしまおう。」と言って、乙にAの手提げかばんの中にあつた1万円を渡し、乙は、黙ってうなずきながら1万円を受け取った。甲は、残りの1万円を自分の上着ポケットに入れた。

その日の深夜、甲と乙は、甲の自動車の後部座席にAを運び込んだ。乙は、Aの手提げかばんを後部座席に置いたが、その時、A名義のC信販会社クレジットカードが欲しくなり、甲には黙って、Aの手提げかばんからクレジットカードを抜き取り、自分のズボンのポケットに入れた。

甲が自動車を運転し、乙は助手席に座っていた。B山に向かう途中、甲は自動車の運転に気を取られていたため気付かなかったが、乙は、Aが一度身動きしたことから、Aが活着ていることに気付いた。しかし、乙は、前からAに恨みをもっていたことから、このまま生き埋めにして殺してやろうと考え、甲にはAが活着ていることを知らせなかった。

B山に到着し、甲と乙は一緒に穴を掘り、その中にAを投げ込み、Aの手提げかばんも投げ込んだ。甲と乙は土を穴に戻し、Aと手提げかばんを埋めた。甲は、Aが活着ていることにも、乙が手提げかばんからクレジットカードを抜き取ったことにも、まったく気付かなかった。その後まもなく、Aは穴の中で窒息死した。